

令和3年2月第135回定例農業委員会総会議事録

令和3年2月10日(水)

JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第525号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第526号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第527号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第528号 農用地利用集積計画について  
議第529号 農用地利用配分計画(案)について  
議第530号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供について

報告第323号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第324号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第325号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年2月第135回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

先日、立春も過ぎまして昨日まで厳しい寒さが続いておりましたが、今日は天気がよく暖かい日になりまして、週末にかけて春のような気候になるというような予報が出ておりました。

今年は立春の前の日が節分ということで、普通は2月3日が節分ですが、今年は2月2日ということで124年ぶりの2日の節分、3日の立春となりました。私達の年代ですと37年前、昭和59年に逆に節分が4日になり5日が立春になるというようなことがありました。インターネットを見ていると今後4年ごとに2日が節分になるようです。立春は過ぎましたが2月でございます、また寒い日があると思いますが、どうかお身体には十分ご注意いただきたいと思えます。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。

本日の出席委員は22名で全員が出席しております、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので2月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年2月第135回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

5番 ●●●●委員

6番 ●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第525号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第525号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、津田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積1,588㎡、同じく津田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積956㎡、2筆合わせまして2,544㎡でございます。世帯の経営面積、渡人40.4アール、受人359.9アールで今回の申請面積を合わせますと385.3アールとなります。渡人につきましては、沖島町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲受理由につきましては、隣地農地との一体利用、譲渡理由につきましては、管理困難でございます。地図で見ていただくと分かりますように、既存キクラゲ栽培場の隣接であり、同じくキクラゲ栽培をされる予定です。昨年、許可をしましたキクラゲの栽培状況ですが、ハウスを4棟建てられて、既に栽培を行っておられる状況です。この敷地についてまだ造成が必要ですので造成、整地という作業を引き続きされております。農業委員さんについても、「いつでも見に来てください」とおっしゃられておりました。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

(特になしの声)

議長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。  
質問はございませんか。

委員	(特になしの声)
議長	<p>質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。</p> <p>議第 525 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 525 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>それでは次に、議第 526 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 527 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議第526号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、浄土寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積115㎡、申請人につきましては、浄土寺町●●番地、●●●●でございます。申請地は、浄土寺町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で現地は、既に駐車場として使用されております。第1種農地は、原則許可できませんが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合は、例外的に許可し得るものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p> <p>続きまして、議第527号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年2月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p>

番号1、土地の所在地、安土町大中●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積857㎡、貸人につきましては、武佐町●●番地、●●●●、外1名、借人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町大中地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、賃貸借権の設定でございます。転用目的は、牛舎及び管理用通路で、昨年10月に転用許可を得て、現在牛舎を建築中ですが、地図上L字型の土地が農地のまま残っていることが判明したため、今回の申請に至りました。てん末案件ではございますが、令和3年1月5日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、南津田町●●番●、登記地目、田、現況地目、原野、届出面積604㎡、同じく南津田町●●番、登記地目、田、現況地目、原野、届出面積545㎡、2筆合わせまして1,149㎡でございます。渡人につきましては、南津田町●●番地、●●●●、受人につきましては、北津田町●●番地●●、●●●●、申請地は、南津田町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、建築業を営んでいる受人が仮設足場を置くために転用されるものです。現地は、平成19年頃に既に造成されており、グランドゴルフ場として利用されておりました。なお、今回資材置場として使用するにあたり土地の形状変更をする予定はございません。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、大房町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積116㎡、貸人につきましては、大房町●●番地、●●●●、借人につきましては、大房町●●番地、●●●●、申請地は、大房町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、祖父・孫間の使用貸借です。転用目的は、一般住宅です。受人は、現在申請地南側「瘦」と記載されているところに住まわれており、今回独立のため、近くにある申請地に一般住宅を建築するものでございます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号4、土地の所在地、西庄町●●番●●、登記地目、田、現況地目畑、届出面積46㎡、同じく西庄町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積151㎡、渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、同じく西庄町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積638㎡、同じく西

庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積115㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積33㎡、同じく西庄町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積72㎡、渡人につきましては、西庄町●●番地●、●●●●、同じく西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積36㎡、渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、以上7筆合わせまして1,091㎡の受人につきましては、西本郷町西●番地●、●●号、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅で、地図上申請地は、農地である斜線の箇所ではありますが、開発自体は、現在宅地で家が建っている網掛けの箇所を含めての範囲となります。計画としては、開発区域内の既存住宅を解体し、5区画の建売分譲住宅の予定でございます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号5、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積578㎡、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積151㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、同じく金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積247㎡、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積327㎡、同じく金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積357㎡、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積450㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、以上6筆合わせまして2,110㎡の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅9区画で、地図上網掛けの箇所です。家屋で分断されているような形状ではありますが、家屋の東側の一部を解体し、新設される開発道路で繋がる予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号6、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積213㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積133㎡、同じく金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積69㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地、●●●●、以上3筆合わせまして415

m<sup>2</sup>の受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、地図上斜線の箇所になります。受人の事務所は、申請地北西の「受」と記載されている所であり、事務所から近いことから選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 526 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 527 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、18番、●●●●委員よろしくお願いします。

委 員

去る、1月29日に、議第 526 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 527 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

1番 ●●●●委員と、

3番 ●●●●会長と、

私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第526号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の申請については、てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第527号 農地法第5条第1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1・2の案件については、てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、大房町の集落内の農地で、転用目的は一般住宅です。農地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流失を防ぎ、雨水につ

いては、市道 道路側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響は特  
にないと考えられます。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、西庄町の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。開  
発部局指導の下、農地との境界にL型擁壁を設置し、土砂等の流失を防ぎま  
す。雨水については、区域内に新設される側溝から、申請地南側の市道 道  
路側溝に放流される計画であり、周辺農地への影響は特にないと考えられ  
ます。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号5・6の案件です。

申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、転用目的は番号5が建売分譲住  
宅、番号6が露天資材置場及び露天駐車場です。隣接に農地はないため、  
影響は特にないと考えられます。雨水については、開発部局指導の下、区  
域内に新設される側溝から、申請地東側の市道 道路側溝に放流される計  
画です。

立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請6件、計7件の現地踏査 結  
果報告を終わります。

議 長                   ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員                   (特になしの声)

議 長                   質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 526 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて、及び、議第 527 号、農地法第5条第1項の規定に  
よる申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明の  
とおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員                   (異議なしの声)

議 長                   ご異議なしと認めます。

議第 526 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて、及び、議第 527 号、農地法第5条第1項の規定に

よる申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは次に  
議第 528 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議第528号、農用地利用集積計画について、を議案朗読及び説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求め。上記の議案を提出する。令和3年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

資料といたしましては、A4縦置き文書「令和2年度農用地利用集積計画について」と書かれた農業委員会会長あての文書1枚とA4横置き資料で、左肩に令和2年度第11号と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、9月25日～11月10日の間、農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みに応じられた農地について挙げさせて頂いております。滋賀県から農地中間管理機構に指定されております、「公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金」が全筆、受け手となっております。

なお、本件につきましては、本来全て朗読させて頂くのが本意ではございますが、番号1についてのみ紹介させて頂きますことをお許し願います。以下の案件につきましてはご覧頂き、ご意見やご質問等がございましたら、後程、事務局までお願いいたします。

番号1、利用権の設定を受ける者、大津市松本1丁目2番20号、（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、東川町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、東川町●●番、認定面積1,010㎡、新規、契約期間は令和3年3月1日から令和13年12月31日の10年10カ月、水稻、10aあたり10,000円、権利の種類としましては、賃貸借でございます。

今回の計画の合計は、101件、233筆、474,897㎡でございます。以上でございます。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 安土の下豊浦で使用貸借の件数がたくさんありますが何か事情があるのですか。

事務局 特には聞いておりません。

議長 事務局も地元の農業委員さんもお存じではないようです。こういう特殊、特異な契約がある場合は事務局で確認してもらえるとありがたいと思います。分かればまた来月にでも報告していただければと思います。

他にはございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 528 号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第 528 号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に  
議第 529 号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議第529号、農用地利用配分計画(案)について、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用配分計画(案)の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上記の議案を提出する。令和3年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

資料といたしましては、A4横置き資料で、令和2年度農用地利用配分計画案と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画の案の作成と提出

を求められた場合に農業委員会の意見を聴くものと規定されています。なお、補足説明といたしましては、こちらのA4の横向きの一覧表の真ん中辺りに貸付始期、貸付終期とございます。こちらにつきましては、中間管理機構と借主・耕作者との貸付期間を表わしております。

件数、筆数、面積につきましては、1ページから10ページまでの合計が、先ほどの議第528号と同じ数値となります。

以上でございます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第529号 農用地利用配分計画(案)については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議第529号 農用地利用配分計画(案)について、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。

議 長 それでは次に

議第530号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第530号、農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供について、農地法第52条第1項の規定に基づき、下記のとおり賃借情報を提供することについて、審議を求める。令和3年2月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、令和2年の1月から12月までに締結(公告)された賃借における賃借料水準(10a当たり)は以下のとおりです。ただし、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借の際に目安としていただくため、情報提供するものです。賃借料を決定する際には、ほ場の区画や畦畔・用排水路の状態等に応じて当事者間で相談し調整して下さい。

議案書中の表は、昨年分の10a当りの賃借料情報のデータでございます。尚、地域の特殊要因や物納については注意書きにより表記をさせて頂いております。また、昨年度までは、旧安土町区域と旧近江八幡市区域を分けて記載しておりましたが、安土町地域自治区が令和2年3月で10年を経過し、満了したことから、市域1本で取りまとめしております。

まず、田の賃借料の最多価格帯は一万円、データ数は1,083筆中691筆、全体の63%がこれに該当しております。

また、併せて、賃借料の金額のばらつきが一目で分かるグラフを併せて掲載しております。

次に畑の賃借料の最多価格帯は1千円、データ数は7筆中3筆でした。こちらもグラフを掲載しております。

注意書きといたしましては、サンプルとしてデータは、暦年の令和2年1月から12月の農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定された事例を収集したものであるという表示。データ数は、集計に用いた筆数であるという表示。土地改良に係る用水や排水の負担分が賃借料に含まれている地域もありますという表示。物納支給している場合については、調査集計データ数に含まれておりませんという表示を掲載しております。

議 長                    ありがとうございました。  
皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員                    (特になしの声)

議 長                    質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第530号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員                    (異議なしの声)

議 長                    ご異議なしと認めます。  
よって、議第530号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報等の提供については、原案どおり承認いたします。

それでは、次に

報告第323号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

出の受理について、及び、報告第 324 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 325 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第323号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、中村町●●一●、田、地積371㎡、同じく中村町●●一●、田、地積268㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年1月27日、410号、届出人の住所氏名、中村町●●、●●●●、理由につきましては、共同住宅でございます。

続きまして、報告第324号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、北之庄町●●、畑、地積234㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年12月24日、509番、受人につきましては、北之庄町●●、●●、渡人につきましては、北之庄町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては売買でございます。

番号2、土地の表示、江頭町●●、田、地積693㎡、同じく江頭町●●一●、田、地積297㎡、同じく江頭町●●、田、地積894㎡、渡人につきましては、江頭町●●、●●●●、同じく江頭町●●一●、田、地積276㎡、同じく江頭町●●、田、地積1,615㎡、渡人につきましては、岐阜県務原市下切町●●一●、●●●●、同じく江頭町●●、田、地積2,049㎡、渡人につきましては、江頭町●●、●●●●、同じく江頭町●●、田、地積2,110㎡、渡人につきましては、江頭町●●、●●●●、同じく江頭町●●、田、地積1,788㎡、渡人につきましては、江頭町●●、●●●●、同じく江頭町●●、田、地積2,899㎡、渡人につきましては、十王町●●一●、●●●●、十王町●●一●、田、地積446㎡、同じく十王町●●一●、畑、地積171㎡、同じく十王町●●、田、地積185㎡、同じく十王町●●一●、田、地積33㎡、渡人につきましては、江頭町●●、●●●●、同じく十王町●●一●、田、地積534㎡、同じく十王町●●一●、田、地

積972㎡、渡人につきましては、十王町●●、●●●●、同じく十王町●●、田、地積185㎡、渡人につきましては、十王町●●、●●●●、同じく十王町●●、畑、地積119㎡、同じく十王町●●一●、田、地積130㎡、同じく十王町●●一●、田、地積2,453㎡、同じく十王町●●一●、田、地積2,432㎡、渡人につきましては、十王町●●、●●●●、同じく十王町●●、田、地積2,418㎡、同じく十王町●●、田、地積1,559㎡、渡人につきましては、丸の内町●一●、●●●●、同じく十王町●●、田、地積849㎡、渡人につきましては、安土町西老蘇●●一●●、●●●●、同じく十王町●●、田、地積1,645㎡、渡人につきましては、十王町●●、●●●●、同じく十王町●●、田、地積944㎡、渡人につきましては、草津市矢倉●丁目●一●●、●●●●、同じく十王町●●一●、田、地積1,837㎡、同じく十王町●●、田、地積1,640㎡、同じく十王町●●、田、地積1,601㎡、同じく十王町●●一●、田、地積767㎡、渡人につきましては、十王町●●、●●●●、同じく十王町●●、田、地積1,561㎡、同じく十王町●●一●、田、地積2,324㎡、同じく十王町●●一●、田、地積1,130㎡、渡人につきましては、十王町●●一●、●●●●、外1名、同じく十王町●●、畑、地積182㎡、渡人につきましては、十王町●●一●、●●●●、同じく十王町●●一●、田、地積704㎡、同じく十王町●●一●、田、地積1,744㎡、渡人につきましては、小田町●●、●●●●、同じく十王町●●一●、田、地積1,759㎡、渡人につきましては、十王町●●一●、●●●●、同じく十王町●●一●、田、地積2,504㎡、渡人につきましては、十王町●●、●●●●、以上合計37筆、45,449㎡の受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、分譲住宅、区分につきましては、売買でございます。

番号3、土地の表示、江頭町●●、田、地積3,457㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年1月20日、511番、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人につきましては、江頭町●●、●●●●、理由につきましては、分譲住宅、区分につきましては、売買でございます。

番号4、土地の表示、金剛寺町●●、畑、地積323㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年1月5日、512番、受人につきましては、大津市別保●一●一●●、●●、●●●●、渡人につきましては、金剛寺町●●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

続きまして、報告第325号、その他の専決報告について、農地法関連

に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年2月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が13件、使用貸借契約解除が1件で合計14件でございました。

2、農地形状変更申出について、①安土町上豊浦●●、田、472㎡を畑届、届出人、安土町上豊浦●●、●●●、令和3年1月14日受理でございます。以上でございます。

議長  ただ今の、報告第323号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第324号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第325号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委員  （特になしの声）

議長  それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長  以上で本日の総会日程は終了しました。  
これもちまして第135回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会  午後2時20分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員